

## 仕様書

### 1 件名

佐賀市放課後児童クラブシフト調整システム導入業務

### 2 目的

佐賀市の放課後児童クラブに支援員のシフトの調整を行うシステムを導入し、効率的なクラブ運営を行うことを目的とする。

### 3 履行期間（長期継続契約）

#### ①システム導入

契約締結日から令和7年7月31日まで

#### ②システム運用

令和7年8月1日から令和10年3月31日まで

※システム運用契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、本業務にかかる予算の減額等が行われた場合には発注者はこの契約を変更または解除することができる。

### 4 履行場所及び利用人数

29クラブ

別紙「児童クラブ一覧」参照

### 5 業務内容

#### (1) システム導入

ア 佐賀市がシステムを利用するための設定支援を行う

イ 運用に係るマニュアルを提供する

#### (2) システム運用

ア 24時間365日利用が可能なクラウド型サービスであること。ただし、システムメンテナンスに伴う停止等については事前に本市に相談・協議のうえ実施すること。

イ システム運用において発生した疑問点及び不具合に対するサポートを行い、平日9時から18時の間対応を行うこと。

ウ システムの運用に必要なアップデート及び不具合対応を行うこと。

### 6 機能要件

別紙「機能要件書」のとおり

なお、必須とする機能に対応できない場合は失格とする。

#### 7 導入予定機器等

以下の機器は佐賀市で調達を行い、当該機器において運用できるシステムを導入すること。これら以外の機器が必要な場合は、提案者にて調達することとし、その費用も見積金額に含み提示すること。

なお、シフト希望を収集するためのスマートフォンは支援員個人のスマートフォンを利用することを想定している。

- ①ノート型パソコン
- ②インクジェット複合機
- ③インターネット回線（無線方式）

#### 8 その他

ア 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託するときには、あらかじめ本市の承諾をえること。なお、再委託する第三者に本仕様書に定める事項を遵守させること。

イ 佐賀市セキュリティポリシーに基づき業務を実施すること。